

沿岸広域振興局長告示第35号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成29年4月11日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

- 1 路線名 吉里吉里釜石線
- 2 供用開始の区間
  - (1) 釜石市片岸町第8地割133番1地先から132番1地先まで
  - (2) 釜石市片岸町第8地割131番12地先から131番8地先まで
- 3 供用開始の期日 平成29年4月13日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部
  - (2) 期間 平成29年4月11日から同年5月11日まで